

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 3 月 5 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コープぜぜ店 大津市竜が丘字石ヶ谷 184 番 2 ほか 5 筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
  - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただきたい。
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
  - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
  - (4) 当該設置場所地先の市道中 4306 号線、中 3607 号線、中 3641 号線が複雑に交差する交差点に、歩行者の安全を確保するための横断歩道の設置を平野学区自治連合会、竜が丘西自治会および本宮東自治会が要望されていることから、当該自治連合会および当該自治会への説明および調整を十分に行うこと。
  - (5) 建設工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
  - (6) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の 7 日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
  - (7) 事業内容が、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第 20 条に規定する生活環境影響事業に該当するので、環境政策課と協議し、おおむね建築確認申請の 30 日前までに事前協議書を提出すること。
  - (8) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、事前に環境政策課と協議し、必要な場合は各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
  - (9) 当該地（店舗）から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律 3 条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第 2 条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
  - (10) ごみの減量化、再資源化に努めること。
  - (11) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 31 条に基づく保管庫を設置すること。

また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用者に土地利用計画を十分に説明し、理解を

得ること。

- (12) 大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 15 条の保管基準を遵守すること。
- (13) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (14) 景観法に基づく届出については、大津市景観形成に関する指導要綱に規定する事前協議書を提出し、終了通知を受けた後に届出を行うこと。
- (15) 当該地で看板や広告旗等の広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって許可が必要となるため、事前に都市計画課と協議を行い、必要であれば許可を得ること。
- (16) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について都市計画課と協議すること。
- (17) 都市計画法に基づく開発許可を得ること。
- (18) 駐車場の出入口付近には、視認性向上のため、視界をさえぎる構造物や密な植栽は設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
- (19) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
- (20) オープン時の交通整理等、公安委員会と協議を行うこと。
- (21) 緑地③から⑤の樹木について、視界を考慮した樹種とすること。
- (22) 市道中 4306 号線と中 3641 号線からの進入について、安全対策を講じること。
- (23) 歩行者の安全対策について、歩道の設置等を検討されたい。
- (24) 当該届出地付近の道路は、平野小学校および打出中学校の校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明をお願いしたい。なお、開発事業に伴い発生した問題は、開発者において解決すること。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1

#### (2) 縦覧期間 平成 26 年 3 月 5 日から平成 26 年 4 月 7 日まで